

▶申告相談にお持ちいただくもの

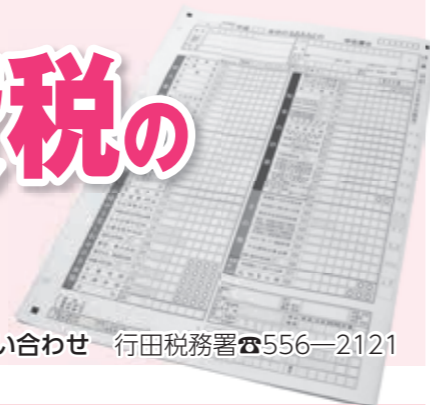
- ・印鑑
- ・平成26年1月～12月の収支計算の分かる書類
- ・会社などに勤めている方、または公的年金などを受給している方は源泉徴収票(原本)
- ・社会保険料、生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料などの払込証明書

▶お願いとお知らせ

- ・医療費控除や事業・農業所得などを申告する方は、金額や収支の内訳などの集計を事前に済ませた上でお越しください。
- ・「市民税・県民税申告書」が必要な方は郵送しますので、ご連絡ください(申告会場にも申告書は用意しています)。
- ・期限間近になると大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

平成26年分

所得税および消費税の確定申告



▶問い合わせ 行田税務署 ☎556-2121

▶平成26年分 所得税および消費税の確定申告について

行田税務署では、平成26年分の所得税の確定申告相談および申告書の受け付けを2月16日(月)から3月16日(月)まで、消費税については、3月31日(火)まで行います(還付申告は2月13日(金)以前でも受け付けます)。

なお、「青色申告決算書の作成」「収支内訳書の作成」「医療費控除の領収書の集計」などは、事前に済ませてお越しください。また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、税額などが自動計算される他、確定申告書や青色申告決算書なども作成できますので、ぜひご利用ください。

※期限間近になると、大変混雑します。早めの申告をお願いします。

※行田税務署は、駐車場が狭いので車での来署はご遠慮願います。

▶消費税の確定申告について

平成26年4月1日から、消費税率が5パーセントから8パーセントに変更となりました。このため、平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成する場合は、事前に適用税率ごとに区分し、その税率に基づき計算してください。

▶納税は口座振替、還付金は口座振込のご利用を

納税は、安全・便利・確実な振替納税のご利用をお勧めします。また、還付金の受け取りは、銀行口座への振り込みが便利です。なお、振替納税および還付金の受取口座は、本人名義の口座に限られますので、ご注意ください。

▶日曜日の申告相談について

申告期間中は、2月22日と3月1日の日曜日に限り、熊谷税務署と合同で確定申告書の受け付けおよび納付相談などを行います(現金納付の窓口業務は行いません)。

なお、会場は、両日とも熊谷税務署(熊谷市仲町41)となり、行田税務署での相談は行いませんので、ご注意ください。

※熊谷税務署は駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

▶復興特別所得税額について

平成25年分～49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付が必要です。復興特別所得税の税額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1パーセントの税率を掛けた金額となりますので、申告書への記載漏れにご注意ください。

▶年金所得者の確定申告不要制度について

平成23年分以後の各年分において、公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金などに関する雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告をする必要はありません。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となる控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告が必要です。

また、所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合がありますので、ご注意ください。

平成27年度

市民税・県民税の

申告相談



▶問い合わせ 税務課市民税担当(内線231・232)

申告期間は2月5日(木)から3月16日(月)まで

市民税・県民税の申告は、前年1年間の所得に対する税額を適正に算出するための課税資料として、申告書を提出していただくものです。また、所得税の確定申告も併せて受け付けますので、日程および会場を確認の上、ご利用ください。

▶平成27年度 市民税・県民税申告相談開催日程

期 日	場 所	対象地区(参考)	混雑予想
2月 5日(木)	持田公民館	持田1・2・3丁目	混雑
2月 6日(金)		持田4・5丁目、大字持田、前谷、駒形1・2丁目	—
2月 9日(月)	長野公民館	桜町1・2・3丁目、富士見町1・2丁目	—
2月10日(火)		大字長野、長野1・2・3・4・5丁目	—
2月12日(木)	太田公民館	藤原町1・2・3丁目、若小玉、藤間、関根	混雑
2月13日(金)		下須戸、小針、真名板	—
2月17日(火)	中央公民館 第1学習室 〔「みらい」内〕	大字佐間、佐間1・2・3丁目	—
2月18日(水)		旭町、向町、緑町、下忍、堤根、樋上	—
2月19日(木)		埼玉	混雑
2月20日(金)		野、渡柳、利田	—
2月22日(日)		全地区	混雑
2月24日(火)	行田グリーン アリーナ 2階研修室	谷郷1・2・3丁目	混雑
2月25日(水)		大字谷郷、栄町、斎条、和田	—
2月26日(木)		上池守、下池守、皿尾、中里、小敷田、白川戸	—
2月27日(金)		荒木、小見	—
3月 3日(火)	総合福祉会館 〔やすらぎの里〕 第3研修室	須加、下中条	—
3月 4日(水)		北河原	—
3月 5日(木)		酒巻、犬塚、馬見塚	—
3月 6日(金)		中江袋、南河原	—
3月 9日(月)	太井公民館	西新町、壺里山町、清水町	混雑
3月10日(火)		門井町1・2・3丁目、棚田町1・2・3丁目、押上町、深水町	—
3月11日(水)	商工センター	大字忍、忍1・2丁目、本丸	混雑
3月12日(木)		矢場1・2丁目、行田、宮本、中央	—
3月13日(金)		城西1・2・3丁目	—
3月16日(月)		城西4・5丁目、天満、城南	—

受付時間
午前9時30分
～午後4時

ご注意ください

- ・対象地区はあくまで参考です。いずれの会場も、対象地区以外の方の申告相談を受け付けます。都合がつかない方は、他の会場にお越しください。
- ・税務課窓口での申告相談は受け付けていません。
- ・申告内容によっては、行田税務署に相談していただく場合があります。

▶市民税・県民税の申告が必要な方

平成27年1月1日現在、本市にお住まいで前年中に所得があった方は、原則申告が必要です。

ただし、次の方は申告不要です。

- ①所得税の確定申告をする方
- ②給与所得者で勤務先から市に給与支払報告書が提出され、その給与所得以外に所得のない方
- ③合計所得金額が28万円以下の方

※所得のない方や③に該当する方でも、税務関係証明書が必要となる場合や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減を受ける場合には、申告をする必要があります。

ご注意ください

次の所得税の確定申告は、市の申告相談ではお受けできませんので、行田税務署での確定申告をお願いします。

- ・株式などの譲渡に関する申告
- ・繰越損失の申告
- ・青色申告
- ・先物取引に関する申告
- ・過年度分の申告
- ・平成26年中に死亡された方の申告 など